

原発事故被害者の救済を求める全国運動

原発事故の損害賠償と 健康被害を考える シンポジウム

2019年

9月29日(日)

13:00~16:30

2011年3月11日の東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原発事故から、8年以上たちました。今も事故の被害はまだ続いています。10年と定められた原発賠償請求権の消滅時効が迫ってきています。一方で、原発事故発災当初の初期被ばくが「なかったこと」にされてしまった問題も浮上しています。これらの問題について考えるシンポジウムを開催します。

参加費:

無料(申込不要)

場所: 郡山ビッグアイ
市民交流プラザ 大会議室
(郡山駅西口)

プログラム:

原発事故後8年の損害の実態と中間指針改定、時効延長の必要性

渡辺淑彦弁護士(福島県弁護士会、災害復興支援委員会幹事)

原発事故避難をあらためてふりかえる

菅野みずえさん(浪江から兵庫県に避難)

東電刑事裁判が問うもの 佐藤和良(いわき市議会議員)

「なかつこと」にされた初期被ばくと甲状腺がん 満田夏花(国際環境NGO FoE Japan)

各地の裁判からの報告、県内での取り組み報告 ほか

主催・問い合わせ先:

原発事故被害者の救済を求める全国運動

事務局 国際環境NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

TEL: 03-6909-5983

／ FAX: 03-6909-5986